

## 老朽原発である高浜1号機・2号機を延命させないことを政府に求める決議

原子力規制委員会は、福井県の関西電力高浜原発1号機、2号機について、新規制基準への適合審査で事実上の「合格」を出した。7月までに追加の審査に通れば、最長20年の延長が可能になる。

高浜1号機の運転開始は1974年11月、2号機は翌75年11月であり、ともに稼働から40年を超す老朽原発である。40年廃炉ルールは、2013年7月施行の改正原子炉等規制法に盛り込まれた。原子炉の圧力容器は、核分裂で発生する中性子を浴びることでもろくなる。高温、高圧力の冷却水が通る配管も年月とともに劣化するからだ。

同じ高浜原発の3号機、4号機の再稼働について大津地裁は3月9日、安全対策や避難計画の策定、さらに避難計画を視野に入れた幅広い規制基準が策定されていないことなどを理由に挙げ、再稼働を禁止する仮処分決定を下した。現に稼働中の原発に対し、運転禁止を求めたのは史上初めてのことだ。

老朽原発である1号機、2号機の運転については、3号機、4号機よりもさらに厳しい対策がとられるべきである。しかし、例えば、新規制基準は難燃性ケーブルの使用を求めているのに対し、関電はケーブルの6割を難燃性に交換し、残りは防火シートで覆うことで済ませようとしている。これで果たして十分な耐火性能が保てるのか疑問が残る。

私たちは住民の生命や平穏な暮らしをまもる責務を有する自治体の首長、首長経験者として、住民に深刻な不安を与えざるをえない老朽原発の延命については、絶対に認めることはできない。

2016年4月17日  
脱原発をめざす首長会議